

生活習慣病管理料について

←

高血圧症・脂質異常症・糖尿病に関して、療養指導に同意した患者さんが対象です。

年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚生労働省は令和 6 年 6 月に診療報酬を改定し。これまで診療所で算定してきた『特定疾病療養管理料』を廃止し、個人に応じた療養計画に基づきより専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へ移行するよう指示がありました。

←

本改定に伴い、令和 6 年 6 月から厚労省の指針通り、高血圧症・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者さんで、『特定疾病療養管理料』を算定していた方は『生活習慣病管理料』へと移行します。

患者さんには個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ初回だけ署名（サイン）を頂く必要がありますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

←

患者さんの状態に応じ、医師の判断のもとリフィル処方や 28 日以上の長期の投薬を行う場合がございます。

外来患者様へ←

←

4月の診療報酬改定で『地域医療貢献加算』から←

『**時間外対応加算Ⅰ**』に名称が変更されました。←

これは、時間外の対応を電話等にて行っている←

医療機関が、通常の診療時にも算定できる加算です。←

←

クリニックひろと←

自宅でリハビリ いたします！

クリニックひろと 訪問リハビリ

介護保険によるサービスで、理学療法士及び作業療法士がご自宅でリハビリを提供するサービスになります、ご不明な点は下記担当者までご連絡ください。

提供時間・料金

- ・1回40分～60分のご提供。
- ・料金：1回608円～ ※1割負担の方



・痛みの緩和 ・認知症予防 ・体力低下予防(ねたきり予防)
・身体機能強化 ・関節可動域改善 ・その他、疾患に対する治療

連絡先

クリニックひろと 訪問リハビリテーション

担当：田村（理学療法士）

住所：〒781-0270 高知県高知市長浜4823

TEL:088-841-2327

機能強化加算に係るご案内

当クリニックでは「かかりつけ医」として必要に応じて以下のような取り組みを行っています。

- ◇ 他の医療機関の受診状況や投薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。
- ◇ 健康診断の結果に関する相談、健康管理に関する相談に応じます。
- ◇ 必要に応じ、専門の医師・医療機関にご紹介いたします。
- ◇ 介護・保険・福祉サービスに関する相談に応じます。
- ◇ 夜間・休日の問い合わせへ対応を行っています。

クリニックひろと 院長

※かかりつけ医機能を有する医療機関は厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機関情報提供制度」から、検索できます。

地域包括診療加算に関するご案内

当クリニックでは「地域包括診療加算」を算定する患者様にかかりつけ医として次のような診療を行います。

- ◇ 生活習慣病や認知症等に関する治療管理を行います。
- ◇ 敷地内禁煙を実施しています。敷地内の喫煙はご遠慮下さい。
- ◇ 介護支援専門員及び相談支援員等、介護保険制度の利用等に関わる相談に応じています。
- ◇ 地域包括診療加算を算定する患者さんからの問い合わせには、24時間対応しています。
- ◇ 予防接種や健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じ、専門の医療機関を紹介します。
- ◇ 患者様の状態に応じ、28日以上 of 長期の投与を行うこと又はリフィル処方箋を交付致します。

令和7年8月1日
クリニックひろと 院長